

■ 配当金のしくみ

ご契約者さまからお払込みいただく保険料は、あらかじめ予定した基礎率（予定利率・予定死亡率・予定事業費率）に基づいて計算しております。

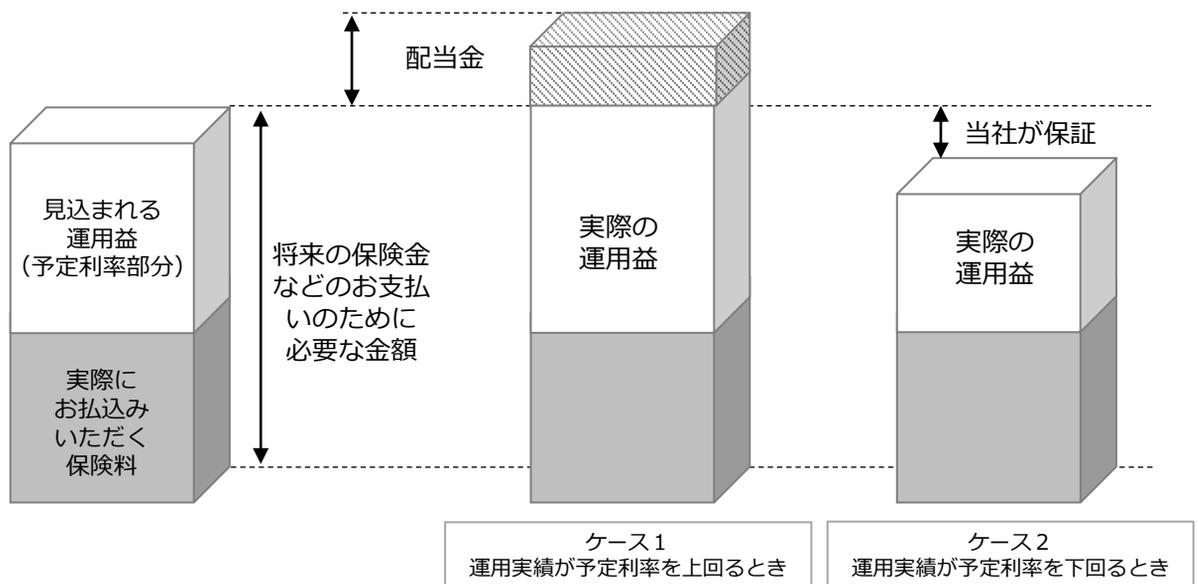
生命保険の配当金は、毎年度の決算において、予定した3つの基礎率と実績との間の全体合計で剰余が生じた場合、ご契約の種類・金額・経過期間などに応じて、ご契約者さまにお返しするものです。したがって、決算状況により変動（増減）し、お支払額がない場合もあります。

配当金のしくみについて、下図のとおり予定利率を例にご説明いたします。

保険料は、あらかじめ見込まれる運用益（予定利率部分）を差し引いて計算しております。その分が将来の保険金などのお支払いのために必要な金額に対し、割安になっております。そして、この見込まれる運用益よりも運用の実績が上回ったとき（図の斜線部分）に配当金をお支払いします（契約応当日に割り当てられます）。

なお、ケース2のように、実際の運用益が見込まれる運用益を下回ったときでも、予定した金額については当社が保証しております。そのため、将来の保険金などのお支払いには影響ございません。

配当金のしくみイメージ（予定利率部分のみの例）



★ 5年ごと利差配当タイプ商品

この商品の配当金は、5年ごとに通算して運用の実績があらかじめ見込まれる運用益を上回った場合に、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いいたします。

★ 3年ごと配当タイプ商品

この商品の配当金は、毎年の決算で生じた剰余金をもとにして、ご契約（または保障見直し制度ご利用）後3年間を通算して確定させ、4年目から3年ごとにお支払いいたします。

■ 配当金の引出し

配当金の受取方法が積立の場合、積立配当金の残高の範囲内で、ご希望の金額をお引出しいただけます。

お引出しには、スミセイダイレクトサービスが便利です！

インターネットで入出金取引・保全手続き・契約内容照会ができるサービスです。詳しくは[当社ホームページ](#)をご覧ください。

※ご加入の保険種類・ご契約内容によってはご利用いただけない場合がございます。

■ 月払団体扱契約の配当金のお知らせ

月払団体扱契約の配当金は、年1回ご契約者さまあてに送付する「安心だより」またはご勤務先等の団体様が当社と決められた所定の時期に送付する「配当金のお知らせ」でお知らせしています。

そのため、配当金が割り当てられる契約応当日とは異なる時期でのお知らせとなります。なお、ご契約によっては、前年度の配当金のお知らせとなることがあります。